

許可申請手数料

○ 開発行為許可申請手数料

1 当初申請の場合

(法第29条第1項)

開発行為の種類 開発区域の面積	(1)主として自己の 居住の用に供する住 宅の建築の用に供す る目的で行う開発行 為	(2)主として、住宅 以外の建築物で自己 の業務の用に供する ものの建築又は自己 の業務の用に供する 特定工作物の建設の 用に供する目的で行 う開発行為	(3) その他の場合
0.1ha 未満のとき	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1ha 以上～0.3ha 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3 " ～0.6 "	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6 " ～1.0 "	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1.0 " ～3.0 "	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3.0 " ～6.0 "	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6.0 " ～10.0 "	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10.0ha 以上のとき	300,000 円	480,000 円	870,000 円

2 変更申請の場合

(法第35条の2)

変更理由	手数料
イ、設計の変更（ロを除く）	イ+ロ+ハ
ロ、新たな土地の区域への編入による変更(第30条第1項第1号～4号にかかげる事項の変更)	
ハ、その他の変更	

10,000 円

ただし、イ・ロ・ハの合計額1件87万円をこえるときの手数料は87万円とする。

○ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 (法第41条第2項ただし書)

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	市長が建築物の開発区域および周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	46,000円
-------------------------	--	---------

○ 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 (法第42条第1項ただし書)

開発許可を受けた土地における建築等の制限の特例	市長が利便の増進上若しくは開発区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めた場合	26,000円
-------------------------	--	---------

○ 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第43条)

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha未満の場合	6,900円
	0.1ha以上～0.3ha未満の場合	18,000円
	0.3ha 〃～0.6ha 〃	39,000円
	0.6ha 〃～1.0ha 〃	69,000円
	1.0ha以上の場合	97,000円

○ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (法第45条)

承認申請の種類	手数料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,700円
(3) (1) 及び (2) 以外のものである場合	17,000円

○ 開発登録簿の写しの交付手数料 (法第47条第5項)

用紙	1枚	470円
----	----	------

○ 諸証明手数料関係

諸証明手数料	1件あたり	200円
--------	-------	------